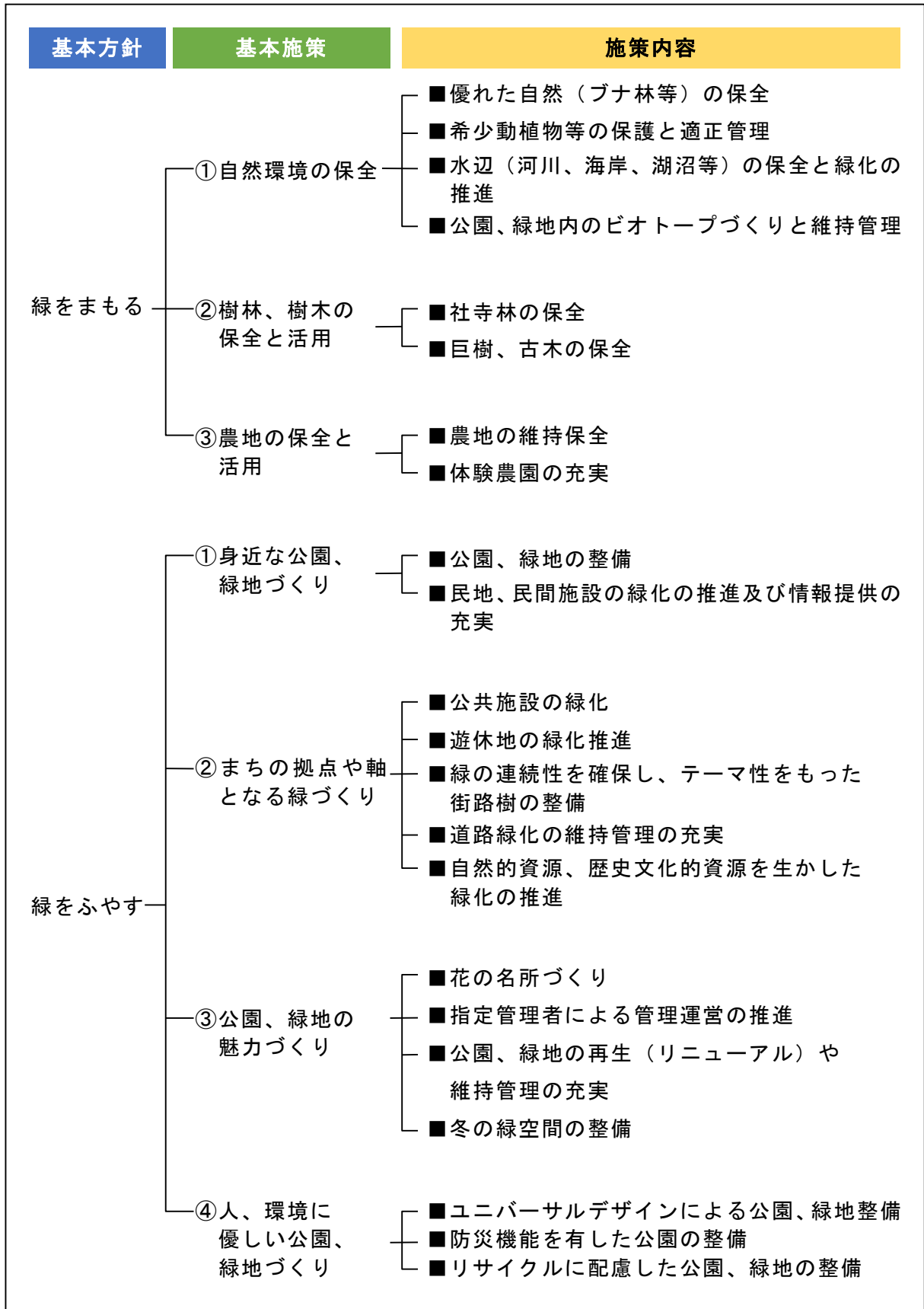


第6章 緑地の保全及び緑化の推進

6-1 緑地の保全及び緑化推進の施策

図表 施策の体系



基本方針	基本施策	施策内容
緑をつなぐ	①緑のネットワーク化	■公園、緑地や街路樹による地域の緑化ネットワークの形成
緑とくらす	①地域の緑との共生	■緑のリサイクル（落ち葉、剪定枝の堆肥化等）の促進
	②住まいの緑と花づくり活動の実践	■庭先やベランダ、窓辺の花飾りの促進 ■地区計画制度の活用
	③緑と花の学習の推進	■緑と花に関する学習の推進と情報提供及び収集
緑をひろめる	①市民参加による緑と花づくり	■緑に関するコンクールや顕彰制度の充実 ■住民意見を反映した公園計画の促進 ■パートナーシップによる緑化推進 ■街路樹の里親制度 [※] の検討
	②緑化活動への参加	■緑に関するイベントやPRの充実

(1) 緑をまもる

図表 「緑をまもる」の基本施策

基本施策	施策内容
①自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■優れた自然（ブナ林等）の保全 ■希少動植物等の保護と適正管理 ■水辺（河川、海岸、湖沼等）の保全と緑化の推進 ■公園、緑地内のビオトープづくりと維持管理
②樹林、樹木の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ■社寺林の保全 ■巨樹、古木の保全
③農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ■農地の維持保全 ■体験農園の充実

①自然環境の保全

■優れた自然（ブナ林等）の保全

本市の緑を豊かにし、自然環境を特徴づける、市内中央部を南北に貫流する堤川や、北側の海岸、南側の水源となるブナ林を有する東西の自然豊かな背後丘陵地等の緑の保全を推進します。

■希少動植物等の保護と適正管理

市街地の背後丘陵地や遊水地、自然を身近に感じる公園に生息、生育している希少動植物等の保護、生物の多様性の確保を推進します。



〈シナイモツゴの保護活動〉



〈シナイモツゴの保護活動〉

■水辺（河川、海岸、湖沼等）の保全と緑化の推進

河川や海岸等の水辺空間は、人間や生物にとって身近な自然空間であり、生活に潤いをもたらす大切な親水空間です。これらを適正に管理することによって、生物の生息環境の保全に努めるとともに、それらの水辺を生かした緑化を推進します。



〈天田内川愛護会の活動状況〉



〈天田内川愛護会の活動状況〉

■公園、緑地内のビオトープづくりと維持管理

既設の公園、緑地において自然との共生を図るため、地域住民とのパートナーシップによる野生生物の生息可能な環境（ビオトープ）づくり並びに適切な維持管理に努めます。

②樹林、樹木の保全と活用

■社寺林の保全

地域の風土に培われてきた社寺林の保全、活用を推進します。



〈大星神社の桜〉

■巨樹、古木の保全

古くから地域のシンボルとして歴史ある巨樹、古木を保全します。



〈合浦公園 三誉の松〉



〈宮田のイチョウ〉

③農地の保全と活用

■農地の維持保全

本市の象徴であるリンゴ畑や、のどかな田園等の原風景は、良好な景観を形成するとともに、生き物の生息や移動の空間としての役割に加え、水源のかん養といった役割も担っています。このことから法令等に基づいて多様な役割を担う農地を維持、保全します。

■体験農園の充実

休耕地等の有効利用として、市民が気軽に土にふれ合える体験農園等の充実を図り、コミュニティの醸成や農業文化の継承を推進します。



〈リンゴの花の授粉体験〉

(2) 緑をふやす

図表 「緑をふやす」の基本施策

基本施策	施策内容
①身近な公園、緑地づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■公園、緑地の整備 ■民地、民間施設の緑化の推進及び情報提供の充実
②まちの拠点や軸となる緑づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設の緑化 ■遊休地の緑化推進 ■緑の連続性を確保し、テーマ性をもった街路樹の整備 ■道路緑化の維持管理の充実 ■自然的資源、歴史文化的資源を生かした緑化の推進
③公園、緑地の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■花の名所づくり ■指定管理者による管理運営の推進 ■公園、緑地の再生（リニューアル）や維持管理の充実 ■冬の緑空間の整備
④人、環境に優しい公園、緑地づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ユニバーサルデザインによる公園、緑地整備 ■防災機能を有した公園の整備 ■リサイクルに配慮した公園、緑地の整備

①身近な公園、緑地づくり

■公園、緑地の整備

本市の緑の骨格となる背後丘陵地と緑の拠点（公園等）、軸線（街路樹等）のつながりを強化するため、各地域の状況に応じ、公園、緑地のバランスの良い配置及び緑の持つ防災機能を生かした安全で安心して暮らせる公園、緑地の整備を推進します。

市民の日常的な交流の場となり、歩いて行ける範囲の街区公園等の身近な公園、緑地を整備し、高齢社会や福祉社会への対応に努めます。

本市における公園、緑地の空白地区については、公共空地や開発緑地等の有効活用等を検討し、解消に努めます。

■民地、民間施設の緑化の推進及び情報提供の充実

効果的な緑空間を創出するため、沿道景観と一体となった民有地での緑化を推進します。

良好な景観形成を図るため、青森市景観計画に基づき、大規模行為を行う場合は事業者等の緑化を推進します。

環境問題への対応に配慮し、都市環境を改善する屋上緑化、壁面緑化等について本市の地域特性を生かした技術の情報収集等を推進します。

②まちの拠点や軸となる緑づくり

■公共施設の緑化

市民の日常生活において特に利用される、駅前周辺、市民センターや小中学校等の公共施設に花だんやプランターを設置する等の緑化を推進します。



〈青森駅前周辺のプランター〉

■遊休地の緑化推進

河川緑地、植樹帯等の公有地を有効に活用し、緑化の推進を図るとともに、適切な維持管理を行います。

■緑の連続性を確保し、テーマ性をもった街路樹の整備

ヒートアイランド現象の軽減等、環境保全の役割を有する街路樹は、市街地における緑の拠点を結ぶ緑の軸線としても重要であり、街路ごとにテーマ性を持たせる等、質の高い整備を行います。



〈石江地区のラベンダーと街路樹〉



〈桜川のサクラのトンネル〉



〈奥野地区のマロニエ〉

■道路緑化の維持管理の充実

緑の連続性の確保と緑景観（緑の軸線）形成のため、街路樹の剪定や街路樹柵の草刈等を行うほか、市民や県内外の方が親しみを持てるような、地域を特色づける緑として維持管理に努めます。また、街路樹柵の管理にあたっては、雑草抑制の効果を兼ねた植栽の検討を行う等、道路緑化の充実を図ります。

老齢化した街路樹について地域住民と連携し、更新の検討を進めます。

■自然的資源、歴史文化的資源を生かした緑化の推進

背後丘陵地等の緑豊かな自然的資源や、三内丸山遺跡、小牧野遺跡、浪岡城跡等の歴史文化的資源を生かした緑空間の創出を図ります。

③公園、緑地の魅力づくり

■花の名所づくり

四季の変化を感じる市の代表的なイベントである春まつりや秋まつりのほか、各地域の特徴を生かした花の名所づくりや、イベント情報も含めた広報の充実を図ります。



〈合浦公園のサクラ〉



〈浪岡城跡公園のサクラ〉



〈モヤヒルズのひまわりロード〉

■指定管理者による管理運営の推進

多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、広域的に利用される公園は管理に民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ります。

■公園、緑地の再生（リニューアル）や維持管理の充実

多様化する市民ニーズや変化する社会条件等に対応するため、公園機能の見直しや再整備を検討します。

地域住民の憩いの場や安らぎの場として重要な緑空間を確保するため、清掃、草刈等の日常的な管理については、公園愛護会と連携しながら進めるほか、遊具や公園樹等の老朽化、高齢化が進んだ公園施設については、「青森市公園施設長寿命化計画」等に基づき適切な維持管理を行います。



〈公園の除草〉



〈冬期の雪囲い〉

■冬の緑空間の整備

シンボルツリーの植樹とそれを活用したイルミネーションライトによるイベント開催など、冬の緑空間の活用に努めます。

住宅地内の公園、緑地は市民による除排雪を考慮した整備を推進します。



〈あおもり雪灯りまつり（駅前公園）〉

〈イルミネーションライト（パサージュ広場）〉

④人、環境に優しい公園、緑地づくり

■ユニバーサルデザインによる公園、緑地整備

誰でもいつでも安心、安全に利用できるユニバーサルデザインによる公園、緑地の整備を推進します。

■防災機能を有した公園の整備

公園、緑地の整備にあたっては、避難所や避難路及び延焼遮断帯等、都市防災上の空間確保のため、他の都市基盤施設との連携を図りながら進めるとともに、防災機能を有した公園としての機能向上を図ります。

市民の身近な避難所を確保するため、適正な公園配置に努めます。

■リサイクルに配慮した公園、緑地の整備

ゴミの減量化や省資源、省エネルギー等の観点から公園、緑地の再生資源（リサイクル材）を使用した整備を推進します。

(3) 緑をつなぐ

図表 「緑をつなぐ」の基本施策

基本施策	施策内容
①緑のネットワーク化	■公園、緑地や街路樹による地域の緑化ネットワークの形成

①緑のネットワーク化

■公園、緑地や街路樹による地域の緑化ネットワークの形成

連続した緑を通して、人と自然が共生する都市環境の創出、都市の安全性確保、美しい景観の形成、余暇活動に対応可能な空間の提供の4つの機能を最大限に生かすような緑のネットワークの形成を図ります。



〈緑の拠点となる
青い森セントラルパーク〉



〈緑のネットワークを形成する
街路樹〉



〈緑のネットワークを形成する
街路樹〉



〈連続した緑（1号遊歩道緑地）〉

(4) 緑とくらす

図表 「緑とくらす」の基本施策

基本施策	施策内容
①地域の緑との共生	■緑のリサイクル(落ち葉、剪定枝の堆肥化等)の促進
②住まいの緑と花づくり活動の実践	■庭先やベランダ、窓辺の花飾りの促進 ■地区計画制度の活用
③緑と花の学習の推進	■緑と花に関する学習の推進と情報提供及び収集

①地域の緑との共生

■緑のリサイクル(落ち葉、剪定枝の堆肥化等)の促進

公園の維持管理において発生した落ち葉等の、堆肥となる資源を事業者等に提供し、緑のリサイクルを促進します。

②住まいの緑と花づくり活動の実践

■庭先やベランダ、窓辺の花飾りの促進

暮らしの中で安らぎや快適さを創出するため、写真展の実施等を通して、庭先や窓辺に緑と花があふれるガーデニング生活を推進します。



〈緑と花をテーマにした作品の展示〉

■地区計画制度の活用

地区計画による緑化の推進等、まちなみの景観向上を促進します。

③緑と花の学習の推進

■緑と花に関する学習の推進と情報提供及び収集

緑と花があふれる環境を守り、創り、育てるためには次世代を担う子どもたちに緑の大切さを理解してもらうことが不可欠であり、小中学校における学習機会の充実を図ります。

緑の普及や啓発として公共施設等における緑に関する図書、情報誌の充実を図ります。

緑に関する学習や交流のため、広報やホームページ等の活用による緑情報の受発信を行います。

公園や森林公園、森林博物館等を使った自然環境の学習や交流を通じて、市民、事業者、行政とのパートナーシップが強まることから、市民が緑とふれ合い、楽しむ機会や場所の充実を図ります。



〈小学校での緑の校外学習〉

(5) 緑をひろめる

図表 「緑をひろめる」の基本施策

基本施策	施策内容
①市民参加による緑と花づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑に関するコンクールや顕彰制度の充実 ■ 住民意見を反映した公園計画の促進 ■ パートナーシップによる緑化推進 ■ 街路樹の里親制度※の検討
②緑化活動への参加	■ 緑に関するイベントやPRの充実

①市民参加による緑と花づくり

■ 緑に関するコンクールや顕彰制度の充実

緑化意識の高揚を図るため、緑化推進の功労者（市民、団体等）に対して顕彰制度等の充実を図るとともに、市民団体等とのパートナーシップによる各種コンクールの充実を図ります。



〈素敵な花だん表彰作品〉



〈素敵な花だん表彰作品〉

■ 住民意見を反映した公園計画の促進

公園計画において近隣住民等の参画を図り、意見を反映させることで、公園に対する愛護の精神や維持管理及び緑化に対する意識高揚を図ります。

■ パートナーシップによる緑化推進

市民、事業者が自主的に緑化活動を行えるよう、資材等の支援をはじめ、場所の提供や相談窓口など、活動に対する支援体制の充実を図ります。



〈カシス植栽〉



〈平和公園花植え〉



〈平和アンネのバラ植栽〉

■街路樹の里親制度の検討

市民、事業者、行政とのパートナーシップによる街路樹等の里親制度を検討します。

②緑化活動への参加

■緑に関するイベントやPRの充実

市民一人ひとりが緑と花に関心を持ち、緑化に対する意識が向上するようなイベントの充実を図るとともに、イベントへの参加促進のためPRの充実を図ります。



〈野木和ヨサコイ観覧〉



〈新青森駅前広場の縄文の森の植栽〉

6-2 パートナーシップによる緑地の保全及び緑化の推進

人口減少や少子高齢化による市税収入の減少や行政サービスの縮小が懸念されるなかで、緑と花があふれるまちなみを次世代につなぐために、今後益々市民、事業者、行政のパートナーシップが重要になります。

(1) 市民や事業者の緑化活動の支援や市民参加による緑化活動の推進

■市民や事業者の参加による緑化活動の推進

地域の特徴を生かした花の名所づくりや、その名所を生かしたイベント等への市民、事業者の参加を推進するとともに、市が指定する公園のほか、緑化重点地区内の街路樹柵、公共空地、開発緑地等を対象に事業を推進していきます。また、街路樹等の里親制度の検討と、緑化意識の高揚を図るため緑化推進の功労者に対して顕彰制度の充実を図る等、緑の大切さへの理解が進むような取り組みを実施していきます。

■公園愛護会等の組織づくり

効果的、効率的な公園の維持管理を行うため、公園愛護会等の組織づくりとバックアップの体制づくりを推進します。

■自主性を尊重したコーディネート機能の充実

市民、事業者、行政のパートナーシップ事業を広めるためには、積極的な啓発と、自主性を尊重したコーディネート機能の充実が必要であり、次のような取り組みを推進します。

- ・ 市民の身近な緑と花への関心を高めるため「広報あおもり」やパンフレット等を活用した、本計画の周知、普及、イベントや緑化技術等の充実した情報提供に努めます。
- ・ 里親制度等のボランティア活動推進方法を検討します。
- ・ 町会、公園愛護会、NPO等の市民団体や、事業者の緑化活動に関する情報の共有化手法を検討します。
- ・ 市民団体構成員の高齢化による参加者減少への対策等を検討します。
- ・ 地域での管理が行き届いていない緑地（鎮守の森[※]等）へのバックアップ対策を検討します。

(2) 民有地における緑化の推進

■大規模行為における緑化の推進

大規模な建築物の新築等（大規模行為）を行う場合の緑化について青森市景観計画に基づき、事業者等の緑化を推進します。

■緑化活動による住宅地景観の向上

緑化に対する意識の啓発や植栽活動を支援する等、身近な公園や緑地、住宅敷地内での緑化を推進し、良好な住宅地景観を形成していきます。

(3) 緑化活動に携わる人材の確保

■新たな人材の確保

公園愛護会等の緑化活動団体*の高齢化が課題となっていることから、緑化活動に関わる新たな人材の確保が重要となります。細やかな情報収集と発信をしながら活動への参加を促すとともに、より市民が求める緑化の活動やイベントの提供、及びそれに関わる新たな人材の確保を推進します。



〈花だんづくり講習会〉

6-3 緑化重点地区の設定及び基本方針

(1) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、公園、緑地等の整備や保全、緑化推進を重点的に行う地区として位置づけるものです。

地区を設定し、本市が目指す緑の将来像を地区レベルで目に見える形にすることで、目標の早期達成や市全体の緑化意識の高揚を図ることができます。

緑化重点地区の設定にあたっては、特に緑が少ない住宅地や、駅前等のシンボルとなる地区、緑化の推進に関して特に住民の意識が高い地区、計画的な市街地を形成する地区等を考慮します。

平成18年度計画で緑化重点地区となっている石江地区、大野地区、浜田地区は区画整理事業により公園、緑地の整備による緑化の推進という目的を達成しました。また、本市の新しい玄関口として県内外からの方を緑と花でもてなす「新青森駅周辺地区」を新たに設定し、合計で6地区を緑化重点地区とします。

中心市街地地区

中心市街地地区は本市の中心地であり、都市（まち）のシンボルとなる地区です。

本市の顔となる青森駅前やメインストリートとなる新町通り等では、緑の連続性を確保し、テーマ性を持った街路樹の整備等を行政が積極的に進めるとともに、市民による公共施設への緑化活動や民地、民間施設の緑化を働きかけることにより緑と花につつまれた美しい市街地の創出を目指します。

青い森セントラルパーク及び周辺地区

青い森セントラルパーク及び周辺地区は、本市の緑の拠点であり、住民の緑化意識が高い地区です。

住民参加による公園緑地の花だんづくり等の緑化事業の促進により緑のネットワークを形成し、全体として緑と花があふれる地区を目指します。

住宅密集地区

住宅密集地区は、戦後の戦災復興により区画整理された旧市街地に加え、昭和40年代の急激なスプロール現象によって形成された地区で、特に三内、千刈、久須志、浪館、金沢地区の各小学校周辺は公園、緑地の空白地区となっています。

災害防止や環境保全のため、点在する開発緑地等の再編の検討や児童遊園の緑化推進を図るとともに、市民参加による民地や民間施設、遊休地への花だんづくり等、積極的に緑化を進めることで緑の空白地区の解消を目指します。

平和公園周辺地区

平和公園周辺地区は、中心市街地に隣接し、日常的にまちなかを歩きながら本市の歴史文化に触れることができる地区です。

平和公園や1号遊歩道緑地、棟方志功記念館等、周辺環境との調和を図りながら、緑の連続性を確保し、テーマ性を持った街路樹の整備、市民による公共施設への緑化活動や道路清掃等のボランティア活動、事業者による緑化の促進等により、つながりのある緑空間の創出を図ります。

新青森駅周辺地区

新青森駅周辺地区は、本市の玄関口です。住宅地域や商業地域等、それぞれに調和した公園、緑地の緑化や、緑の連続性を確保し、テーマ性を持った植樹帯緑化等により、県内外の方に青森の四季、自然を感じてもらい、緑と花があふれる青い森というイメージの定着を目指します。



〈本市の玄関口である新青森駅周辺地区〉

浪岡緑道と浪岡駅周辺地区

浪岡緑道と浪岡駅周辺地区は、浪岡地区の中心部として位置づけられ、浪岡駅及びその東側の中心商店街や住宅地が広がりを見せている地区です。

地区を横断するように浪岡川が流れ、市街地の自然環境を形成する骨格として位置づけられています。また、浪岡川と緑道に沿って、中世の館をはじめとする旧坪田家住宅、浪岡城跡公園、美人川公園等、歴史的な施設が点在しています。

西部には、西山公園やこれと併設するように整備された道の駅「アップルヒル」、湿生花園、花岡公園等、広域的なレクリエーション施設が整備されています。

自然にあふれ、歴史とまちなみが調和した景観や、安らぎと潤いのある環境を創出するため、連続性と広がりのある緑化推進を図ります。

(2) 緑化重点地区での基本方針

重点的、計画的な都市公園の整備を進めます

青森地区においては、市民一人当たりの緑のオープンスペース面積が不足しており、都市公園の整備を行うとともに、公園、緑地の空白地区において、開発緑地等の再編による整備を検討します。

市民の緑化活動を支援します

市民参加による緑化活動等を積極的に支援し、公園や公共空地等において市民、事業者、行政のパートナーシップによる緑化活動を推進します。

民有地における緑化を推進します

良好な市街地景観を創出するため、事業者等が大規模な建築物の新築等を行う場合には、青森市景観計画に基づき民有地での緑化を推進します。

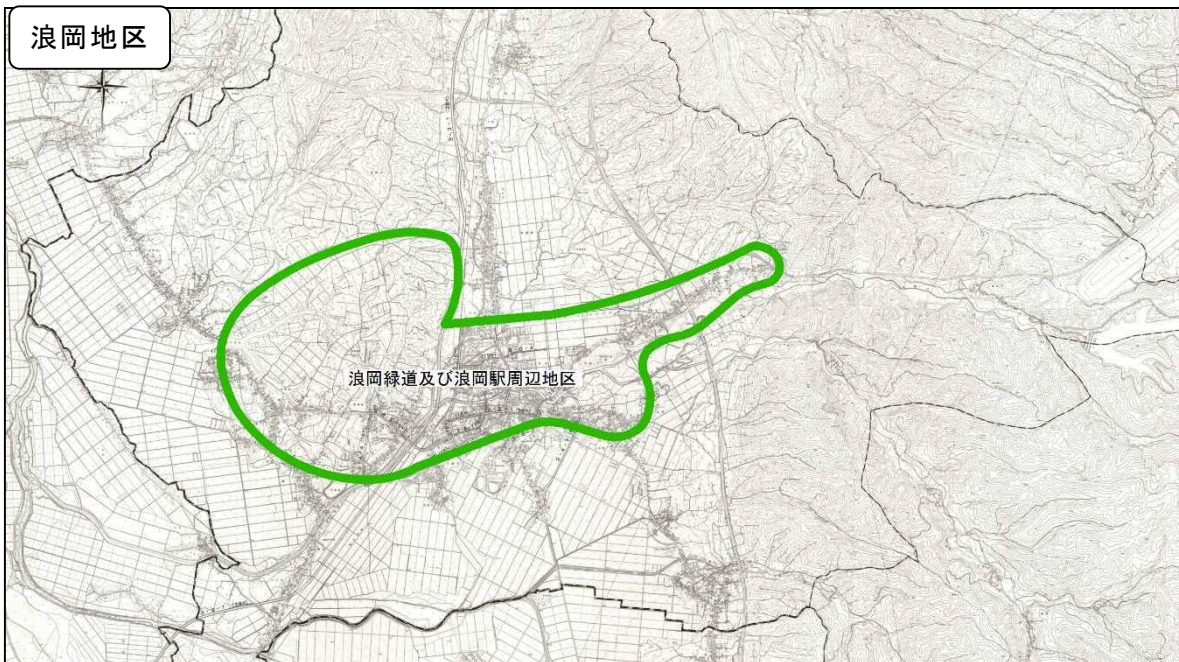
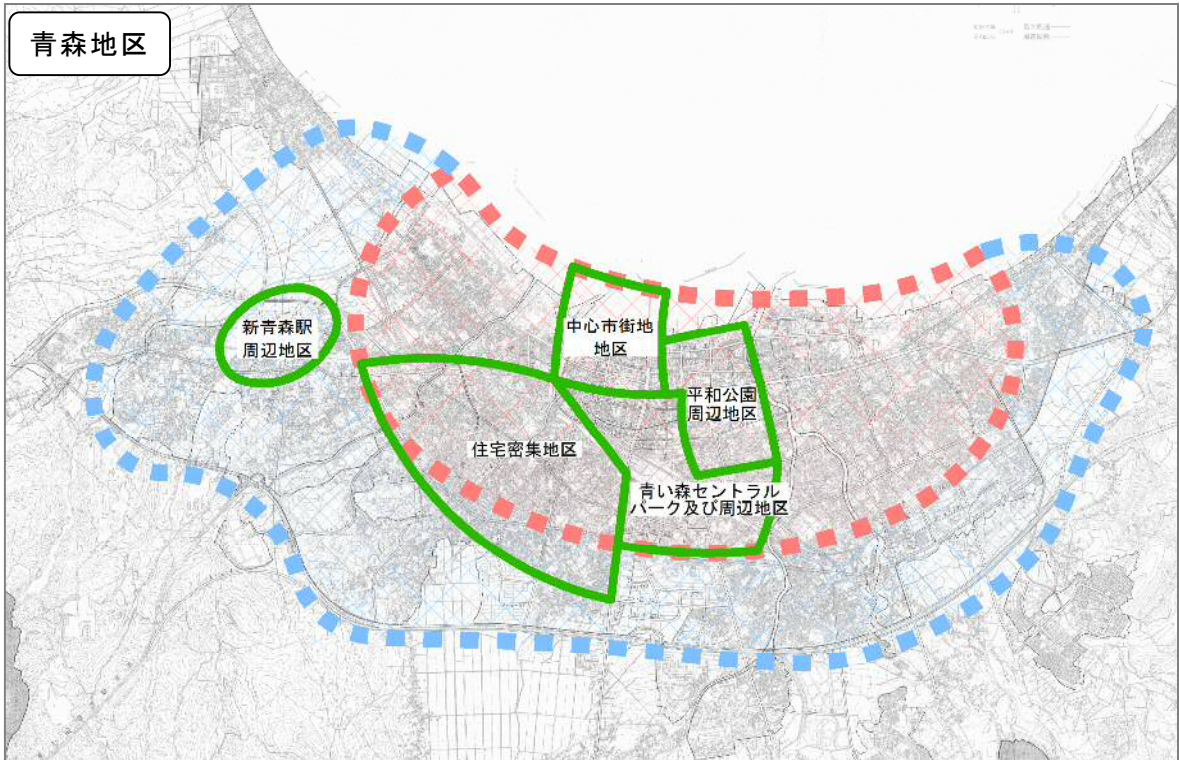
地域特性に応じた効果的な緑を創出します

浪岡緑道を基軸に地区の特徴的な緑地資源を有機的につなぎ、浪岡緑道の連続性を確保します。また、新青森駅前公園や浪岡駅周辺等、県内外の方が利用する拠点施設での効果的な緑の創出を図り、青森らしい魅力ある景観と良好な生活環境を実現します。

図表 緑化重点地区

〈緑化重点地区基本方針〉

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 重点的、計画的な都市公園の整備 | 2 市民の緑化活動の支援 |
| 3 民有地における緑化の推進 | 4 地域特性に応じた効果的な緑の創出 |



■: 緑化重点地区

■: インナー地区（コンパクトシティ形成の核となる地区で、都市生活の高い利便性を享受できるよう、中心市街地地区を中心核とした町並みの再構築を図る地区）

■: ミッド地区（比較的新しい市街地や、将来的な市街化需要の受け皿となる地区）

6-4 緑化重点地区の施策

緑化重点地区について、前述した基本方針を踏まえ、次に掲げる施策を実施するものとします。

- ・ 緑化重点地区にある未整備公園、緑地の整備を進めます。

図表 未整備の公園、緑地

名称	面積	地区
桂木緑地	0.25ha	青い森セントラルパーク周辺地区
(仮称)石江緑地	0.43ha	新青森駅周辺地区

平成27年4月1日時点

- ・ 公園空白地区の解消に向けた開発緑地等の再編を検討します。
- ・ 地域の緑化活動の機会や場の創出を図ります。
- ・ 緑のネットワークや地域特性を生かした緑景観の形成を図ります。
- ・ 拠点となる施設や地区での効果的な緑の創出に努めます。



〈桂木緑地〉



〈素敵な花だん表彰作品〉

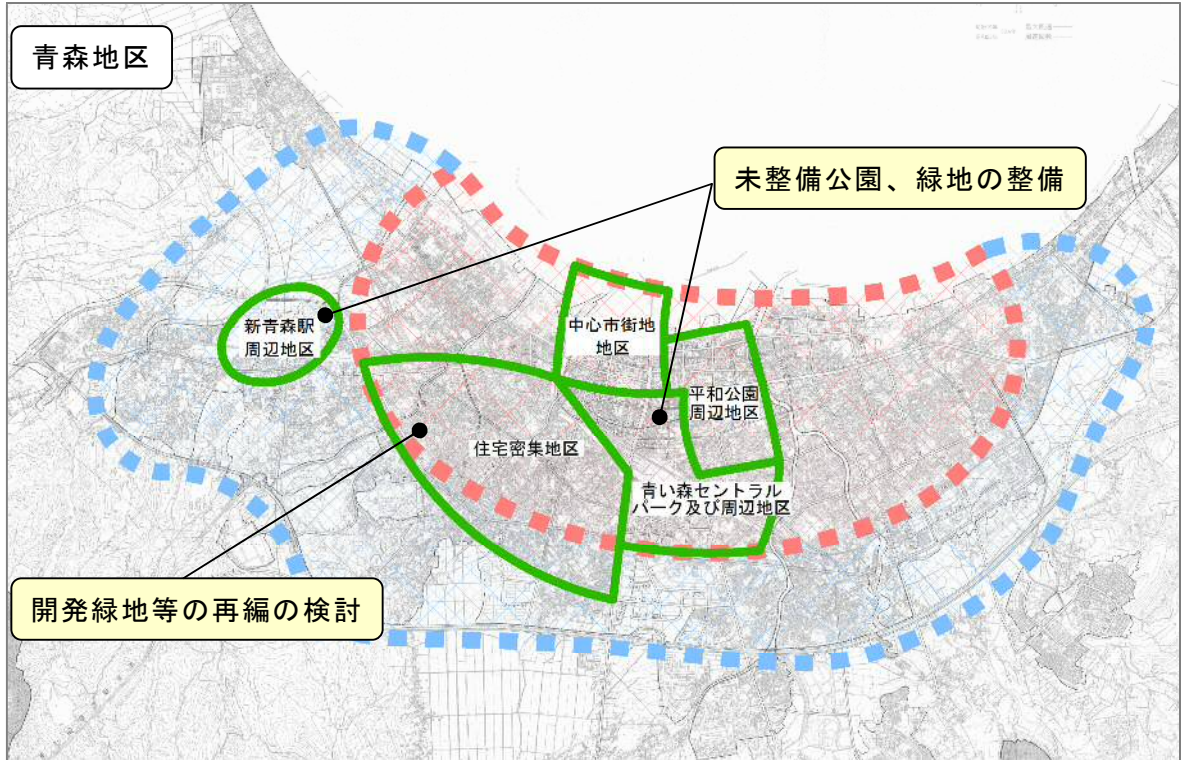


〈緑のネットワークづくり〉

図表 緑化重点地区施策方針図

〈緑化重点地区基本方針〉

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 重点的、計画的な都市公園の整備 | 2 市民の緑化活動の支援 |
| 3 民有地における緑化の推進 | 4 地域特性に応じた効果的な緑の創出 |



■: 緑化重点地区

■: インナー地区（コンパクトシティ形成の核となる地区で、都市生活の高い利便性を享受できるよう、中心市街地地区を中心核とした町並みの再構築を図る地区）

■: ミッド地区（比較的新しい市街地や、将来的な市街化需要の受け皿となる地区）

第7章 推進体制

本計画における基本理念実現のためには、市民、事業者、行政のパートナーシップによる緑化活動への取り組みが大変重要です。市民がいつまでも誇れ、楽しめる、緑と花にあふれたまちづくりのため、市民、事業者、行政のパートナーシップにより、本計画に定めた施策を推進していきます。

7-1 市民の役割

本市において今後さらに加速する人口減少、少子高齢化の中で、活力や賑わいのある地域の形成のために、地域のニーズを踏まえた緑地の保全及び緑化の推進が求められます。一方で、行政単独での緑の創出、維持管理には人的、財政的にも限界があり、市民の方々の参画がこれまで以上に必要となることから次のような活動が考えられます。

- ・ 公園利用者として公園の整備計画や維持管理に積極的な関与が期待されます。
- ・ 「緑とくらす」主体者として、ガーデニングや「緑をつなぐ」街路樹樹の清掃美化等のボランティア活動に参加することが期待されます。
- ・ 「緑をひろめる」ために、公園愛護会や町会、NPO等の市民団体としての花だんづくり等の活動に参加することが期待されます。

7-2 事業者の役割

事業者の役割として、事業所周辺の緑化や、企業ボランティアとしての緑化活動、市民が行う緑化活動への支援等が考えられます。

また、青森市景観計画に基づき、大規模な開発行為や建築物の新築等を行う場合には、できる限り景観に配慮して青森市推薦樹種を用いた緑化に努める等の取り組みが求められます。

7-3 行政の役割

行政の役割として、市民が地域の緑化を推進するための活動に対する支援や公園、街路樹等の緑化基盤の整備、緑地の保全及び緑化推進活動についての情報の収集、共有、提供の充実を図ります。また、本計画推進のために、次のような推進体制の整備を図ります。

- ・ 国道や県道の緑化、港湾や河川の緑化等、国や県の関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 都市計画、道路、河川、環境、防災、観光等の関連施設との連携強化を図ります。
- ・ 市民緑化活動のリーダーとなる人材育成を図ります。

さらに、本計画で定めた施策の効果的な推進のため、広く市民の意見を求めるとともに、関係各機関との連携による進捗状況の把握に努めます。

青森市緑の基本計画

編集 発行 平成 28 年 3 月

青森市都市整備部

〒038-8505 青森市柳川二丁目 1 番 1 号

問合せ先 公園河川課

TEL : 017(761)4414 FAX : 017(766)4386